

社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 寄託金品受入取扱要領

制定 令和5年5月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティアセンター運営規程第5条に規定される善意銀行への寄託金品の受入の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(受入基準)

第2条 寄託金品の受入は、寄付者からの申し出により、随時行う。

2 本会は、次に掲げる場合において、受入を断り、又は収受した寄託金品を返還することができる。

- (1) 寄託金品の受入が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき
- (2) 寄付者が横浜市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当する者のとき
- (3) 本会に対し寄託金品の対価として、便宜供与又は反対給付を期待していることが明らかとなるとき
- (4) 寄付者が本会への寄付を利用し、営利、政治、宗教活動を行い、本会の名誉を傷付けたとき
- (5) 前号に掲げるほか、社会通念上不適当と認められる場合や受入が困難な場合など、会長が特に認めるとき

3 本会は、前項の規定による取扱いをすることを決定した場合は、その決定理由及び経過を記録しておかなければならない。

(受入方法)

第3条 寄託金品は、次に掲げる方法により受け入れるものとする。

- (1) 寄託金については、窓口への持参、または、本会預金口座への振り込みとする
- (2) 寄託品については、寄付者と調整のうえ、受入方法を決定する
- (3) その他、会長が受入方法を適当と認めた場合

(寄託金の取扱い)

第4条 寄託金は、原則善意銀行で受け入れる。ただし、福祉基金等への寄付を指定された場合には、その限りではない。

(寄託品の取扱い)

第5条 寄託品は、善意銀行の寄託品として、他団体への配分を前提とし受入を行う。また、配分先を調整したうえで、相当分の受入とする。

2 下記の場合には、寄託品を本会の会計に計上する。ただし、金額換算する物品については別に定める。

- (1) 本会事業で活用し、時価評価額が可能な場合
- (2) 他団体に配分する郵券や商品券等の金券の場合

(受入手続)

第6条 寄託金品を受け入れるときは、本会経理規程第25条に掲げる手続きとともに、次に掲げる手続きを行う。

- (1) 寄付者に対し寄付申込書（別紙1）の提出を求めるものとする。ただし、寄付者が寄付申込書を自ら作成することが困難である等の事情があるときは、本会職員が寄付者から申込み内容を確認し、寄付申込書に記載するものとする
- (2) 寄託金を受け入れたときは、本会経理規程第23条第2項および第3項に掲げる領収書発行に関する手続きを行う
- (3) 寄託品を受け入れたときは、寄付者へ受領書（別紙2）を発行する。また、寄付者の申し出による算定額を受領書に記載することができる

(寄付者の公表)

第7条 本会が寄託金品を受け入れたときは、寄付者の氏名又は団体名を本会の広報媒体等において公表することができる。ただし、寄付者の意向を尊重して取扱うものとする。

(寄付の募集)

第8条 寄付の募集にあたっては、本会ホームページ等のほか民間ポータルサイト等を活用して募集を行うものとする。

(感謝状)

第9条 1件あたり10万円以上（物品寄託による相当額および寄付者の申し出による算定額含む。）の寄託金品の受入について寄付者の意向を確認し、会長名にて感謝状を発行することができる。

2 1件あたり10万円未満（物品寄託による相当額および寄付者の申し出による算定額含む。）の寄託金品の受入について寄付者より要望があった場合に、会長名にてお礼状を発行することができる。

3 その他、会長が認める場合は、感謝状またはお礼状を発行することができる。

(その他)

第10条 この要領に定められるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。